

○加茂町福祉センター条例施行規則

平成17年2月25日

津山市規則第16号

改正 平成18年3月31日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、加茂町福祉センター条例（平成17年津山市条例第104号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により加茂町福祉センター（以下「センター」という。）の利用許可を受けようとする者は、加茂町福祉センター利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

(利用許可)

第3条 市長は、センターの利用を許可したときは、加茂町福祉センター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第12条の規定による利用料金の免除又は減額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内の公共的団体が利用する場合 免除

(2) その他市長が特に必要と認める場合 3割減額

2 前項の利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、加茂町福祉センター利用料金減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第6条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第7条 利用者は、センターの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、加茂町福祉センター利用許可取消申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条ただし書の規定により、災害又は利用者の責めに帰さない事由により、センターを利用することができなくなった場合は既納の利用料金の全額を還付する。

- 2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、加茂町福祉センター利用料金還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 センターの利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
- （2） 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。
- （3） 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立看板等を取付けないこと。
- （4） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- （5） 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

- （1） 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- （2） 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- （3） 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（き損等の届出）

第10条 センターの施設、設備又は器具をき損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第11条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる場合における第2条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第5号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年2月28日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

加茂町福祉センター利用許可申請書

年 月 日

津山市長

殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏名(代表者
 職及び氏名)
 電 話 番 号

加茂町福祉センターの利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的					
利用日時	年 月 日(曜日)	時 分から	年 月 日(曜日)	時 分まで	
利用の区分	利用施設	利用時間			
	大広間 全室	時 分～	時 分		
	大広間 半室	時 分～	時 分		
	研 修 室	時 分～	時 分		
	和室 全室	時 分～	時 分		
	和室 半室	時 分～	時 分		
	調 理 室	時 分～	時 分		
	作 業 室	時 分～	時 分		
	木工作業所	時 分～	時 分		
利用責任者	氏 名 電話番号	利用人数	人		
備 考					

様式第2号(第3条関係)

加茂町福祉センター利用許可書

第 号
年 月 日

様

津山市長



加茂町福祉センターの利用について、次のとおり許可します。

利用の目的			団体名		
利用日時	年 月 日(曜日)		時 分から		
	年 月 日(曜日)		時 分まで		
利用の区分	利用施設		利用時間		
	大広間 全室		時 分～	時 分	
	大広間 半室		時 分～	時 分	
	研修室		時 分～	時 分	
	和室 全室		時 分～	時 分	
	和室 半室		時 分～	時 分	
	調理室		時 分～	時 分	
	作業室		時 分～	時 分	
	木工作業所		時 分～	時 分	
利用責任者	氏 名 電話番号		利用人数	人	
許可条件					

様式第3号(第5条関係)

加茂町福祉センター利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長

殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏名(代表者
 職及び氏名)
 電 話 番 号

加茂町福祉センターの利用料金の減免について、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用の目的			
利用許可日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
利用施設	大広間(全室・半室)・研修室・和室(全室・半室)・調理室		
減免申請額	円		
申請の理由			

様式第4号(第7条関係)

加茂町福祉センター利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長

殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏名(代表者
 職及び氏名)
 電 話 番 号

加茂町福祉センターの利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
利 用 の 目 的			
利 用 許 可 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
利 用 施 設	大広間(全室・半室)・研修室・和室(全室・半室)・調理室 作業室・木工作業所		
取 消 し の 理 由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第5号(第8条関係)

加茂町福祉センター利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長

殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏名(代表者
 職及び氏名)
 電 話 番 号

加茂町福祉センターの利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用の目的			
利用許可日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
利用許可施設	大広間(全室・半室)・研修室・和室(全室・半室)・調理室		
利用取消施設	大広間(全室・半室)・研修室・和室(全室・半室)・調理室		
既納の利用料金	円	還付申請額	円
申請の理由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。